

(仮称) 菜の花第二保育園新築 実施設計・監理業務 プロポーザル実施要綱

平成 30 年 6 月 7 日
社会福祉法人 たちばな会

1. プロポーザルの目的

当該施設的设计についてはすでに基本設計に着手しているところではありますが、補助金対象の実施設計・監理業務を発注するにあたって、選定手続きの公平性を図り、また、定められたスケジュールの中で業務を履行できる能力のある設計者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により設計者を選定するものです。

2. 設計者の資格

- ・設計者の資格：建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者又は同等の能力を有すると認める者。
- ・本手続きを実施する年度の大和町競争入札参加者資格名簿（建築設計）に登録されている者で対象建築物と同種の設計種目に係る登録を受けている者又は同等の能力を有すると認める者。
- ・宮城県内に本社、支店がある事業者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ・平成 20 年 3 月以降に日本国内で竣工し、または実施設計を完了した延べ床面積 500 m²以上の保育施設等の新築、増築または改築の実施設計をした実績を有すること。
- ・社会福祉法人たちばな会の役員・職員と特定の関係のない者。
- ・提出意思確認書提出時点で、宮城県及び大和町より指名停止処分を受けていないこと。

3. 業務内容及び事業計画

- (1) 事業計画名：(仮称) 菜の花第二保育園新築工事
- (2) 業務名：(仮称) 菜の花第二保育園新築工事 実施設計・監理委託
- (3) 業務内容：(仮称) 菜の花第二保育園新築工事 実施設計・監理業務一式

※詳細は、委託業者特定後の打ち合わせにおいて決定します。

(4) (仮称) 菜の花第二保育園新築工事にかかる経緯

大和町吉岡地域においては保育園の入園希望者の増加が見られ、児童福祉推進の一翼を担うべく、大和町が公募する「平成 30 年度大和町認可保育所設置運営事業」の募集に応募・選定を受け協議を進めています。

(5) 施設概要

①基本条件

定員 90 名（0 歳児～5 歳児）

	90 名定員	108 名（最大受入可能人数）
0 歳児	6 人	12 人
1 歳児	12 人	18 人
2 歳児	18 人	18 人
3 歳児	18 人	22 人
4 歳児	18 人	22 人
5 歳児	18 人	22 人
計	90 人	108 人 ※1

※1. 本事業では、定員 90 名の保育所とするものの、当該地域の保育ニーズに勘案し、法定限度内での増員（定員の 120%）に対応する規模を想定している。

※2. 本事業は児童福祉法に規定する児童福祉施設であるため、児童福祉施設最低基準および宮城県が定める「保育所の設置認可審査要領」、建築基準法及び建築基準法施行令、消防法等に定める基準を遵守することが求められている。

(A) 宮城県「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づいた整備を行う。

(B) 「シックハウス対策マニュアル」に基づいた対策を講じる。

イ) 立地条件 (★)

- ・位置：大和町吉岡まほろば 1 丁目地内
- ・建築面積：約 3,000 m²
- ・用途地域：近隣商業地域

ロ) 基本設計概要 (★)

- ・5 (6) に記載の菜の花保育園 HP よりダウンロードして下さい。(なお、著作権の関係から基本設計の CAD データを提供することはできません。)

ハ) スケジュール

年 月	事業計画・補助申請手続き	建築工事手続き
平成 30 年 5 月	事業計画事前協議 (町・県)	実施設計着手
平成 30 年 6 月	事業計画提出 (町・県)	建築確認申請
平成 30 年 8 月	補助金内示	建築工事入札公告
平成 30 年 8 月	町補助金交付申請	工事請負契約締結・着手
平成 30 年 9 月	町補助金交付決定通知	
平成 30 年 9 月	町補助金概算払い	
平成 31 年 3 月	実績報告書	

※本事業は、平成 31 年 4 月 1 日開所となる保育所の建設に係る事業です。

実施設計期間及び工期について上表は当初大和町から提示されたものであり、正式採択決定が 5 月末にずれこんだことから大変厳しいスケジュールとなっています。そのため、本会とともに、熱意を持って同事業に取り組んで頂くことを望みます。詳細スケジュールは契約後に協議いたします。

4. プロポーザル提案内容

当該施設の提案に当たっては、「技術提案書」で次のことを説明すること。

- (1) **総括責任者の実績**：総括責任者の経歴、資格、類似業務の経験等 (様式 1) ★
 - ・業務実績は「保育所・こども園」とし、「幼稚園」は含みません。
 - ・業務実績において、認可保育所であるかどうかを記載して下さい。
 - ・業務実績は「過去 10 年間」のものを記載して下さい。
 - ・業務実績には「設計・監理」とも携わったものに限って記載して下さい。
- (2) **事務所の同種・類似業務実績**：代表的な業務を 1 件につき、そのコンセプトを簡潔に記載し、外観写真 1 点を貼付します。(様式 2) ★1 枚
- (3) **総括責任者の同種・類似業務実績**：代表的な業務 1 件につき、そのコンセプトを簡潔に記載し、また、外観写真 1 点を貼付します。(様式 3) ★1 枚
- (4) **設計の取組方針**：以下の点を網羅する内容とする。(様式 4) ★1 枚
 - ① 短期間での設計業務履行のために必要と考えること。
 - ② 保育所の実施設計・監理にて特に重要と考えること。
 - ③ 建築主との打合せの方針について特に重要と考えること。
- (5) **提出書類**

提出書類は所定の表紙とも全て A4 版左とじとする。なお、添付書類については A4 版のサイズに折り込まれている場合は可とします。

5. プロポーザル参加手続等

(1) 参加申請書★

- ・提出期限 平成30年6月14日(木) 16:00 FAXで
社会福祉法人たちばな会 菜の花保育園 (FAX 番号: 022-345-2130) へ送信
した後、押印本書は郵送でお送り下さい。

(2) 現場説明

- ・現場の状況を視察したい場合は、現地をご自身で確認お願いします。法人側
でのご説明は特にいたしません。

(3) 技術提案書

- ・提出期限 平成30年6月25日(月) 17:00
- ・提出部数 7部

(4) 事務局 (提出先)

〒981-3621 宮城県大和町吉岡字館下 38
社会福祉法人たちばな会 菜の花保育園 園長 遠藤真一郎
TEL 022-739-9056 FAX 022-345-2130
E-MAIL アドレス: nanohana@solid.ocn.ne.jp

(5) 提出方法

- ①提出意思確認書は前述の通り。
- ②技術提案書関連書類は、設計事務所名、代表者名、住所及び連絡先(電話
番号、FAX 番号、E-MAIL アドレス等)を明記した封筒に入れて、持参
又は郵送とする。

(6) その他

- ①本手続きに関する質問は、メールのみで、6月18日(月)17:00まで受け
付ける(様式は任意)。なお、送信後に受信確認を行うこと。
- ②質問回答書は、6月20日(水)14時に全参加者へメール配信する。(必ず
受信の確認をする。)
- ③質問回答書は、この要綱の細部説明又は補充とする。
- ④事務局が必要と判断した場合は、技術提案書に係る説明を求めることがある。
- ⑤本要綱で★印の付いた、
 3. 業務内容及び事業計画 (5) 施設概要 のイ、ロ の資料
 4. プロポーザル提案内容 の各種様式については、「社会福祉法人 たちばな会 菜の花保育園ホームページ」
<http://nanohana-hoikuen.ed.jp> から各自ダウンロードしてください。

6. 業務委託契約等

提出のあった技術提案書の評価を行い、最も優秀な技術提案書を特定し、その設計者と業務委託契約について協議する。

7. 審査及び特定結果の公示

- (1) 審査は、社会福祉法人たちばな会の建設委員会にて行う。
- (2) 審査基準は、以下の通りである。
 - ① 総括責任者及び事務所の実績による信頼性
 - ② 設計の取組方針に記載されている内容から得られる、本事業への熱意と確実性
- (3) 技術提案書に対するヒアリング等は、時間的な都合により実施しません。
- (4) 提案書を提出した全ての設計事務所に対して、結果を書面にて通知する。結果の通知は6月末までに行う。
- (5) 選定されなかった提案書は、本会において破棄する。
- (6) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出期限後の提案書の提出は認めない。又、期限後の提案書の差し替え及び再提出についても認めない。

8. 失格事由

次の各号に該当する場合は、失格とし、審査の対象としない。

- ① 提出期限内に提出されなかった場合
- ② 提出書類に不備があった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 実施要綱に定める手続き以外の方法によった場合
- ⑤ 本審査（プロポーザルの終了までの間）において、選定委員に対して選定結果に影響を与えるような接触を行った場合。

以上